

## 福井しあわせ元気国体 競技用具整備要項

### 1 趣旨

この要項は、「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会競技用具整備基本方針」に基づき、第73回国民体育大会（以下「国体」という。）の競技運営に万全を期するとともに、国体を契機としてスポーツの普及・振興に寄与することを目的とし、国体開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

### 2 競技用具の区分

(1) この要項でいう競技用具とは、次表のとおりとする。

区分		内容	例示
競技用	備品	競技を実施するために直接必要な備品（施設および施設に付帯するものは除く。）	ゴールポスト、艇、支柱、卓球台、得点板等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、スコアシート、笛等
運営用	備品	競技を実施するために直接必要な備品以外のもので、競技会運営に必要な備品（施設および施設に付帯するものは除く。）	机、テント、放送器具、表彰台等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以外のもので、競技会運営に必要な消耗品	事務用品、清掃用具等

### 3 競技用具整備計画の作成

- (1) 競技用具整備計画は、会場地市町が県競技団体および県と協議の上作成する。
- (2) 競技用具の規格および数量については、県と会場地市町が県競技団体と十分協議するとともに、公益財団法人日本体育協会および中央競技団体と調整し、決定する。
- (3) 競技用具の整備に当たっては、国体時に使用可能な、県・会場地市町・県競技団体等が現有する競技用具を活用し、不足する場合は借用する。なお、借用困難なものについては、購入や他県との共同調達等を検討するものとする。

#### 4 業務分担および経費負担

- (1) 競技用具の借用は、会場地市町が行うものとし、経費を負担する。
- (2) 競技用具の購入は、次の区分により行うものとし、それぞれが経費を負担する。

	県	会場地市町
県有施設	競技会場および練習会場の競技用備品	競技会場および練習会場の競技用消耗品 および運営用備品・消耗品
市町有施設	—	競技会場および練習会場の競技用備品・消耗品 および運営用備品・消耗品
その他の施設	—	競技会場および練習会場の競技用備品・消耗品 および運営用備品・消耗品

#### 5 競技用具の転用および処分

購入した競技用具の転用および処分については、国体終了後、購入した者の責任において行うものとする。

#### 6 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は、県と会場地市町が別途協議するものとする。